

甲南大学 総合研究所所報

甲南大学総合研究所 神戸市東灘区岡本8-9-1 電話(078)435-2331(ダイアルイン)

第27回総合研究所公開フォーラム 「少年犯罪と少年法」

パネリスト	野 口 善 國 (弁護士)
	野 村 務 (弁護士)
	垣 添 誠 雄 (弁護士)
	齊 藤 豊 治 (甲南大学法学部教授)

付添人活動の実情

弁護士 野口 善國

1. 少年は成長する。

少年は我々が考えている以上に急速に成長し、大きく変化する。例えば万引き常習犯で吃音のある少年が、試験観察補導委託施設に収容されたところ、その愛情あふれた処遇によって2~3ヶ月で吃音がなおり、万引きもなくなってしまった。現在の少年の様子を見て、それをその少年の固定的な姿と思ってはならない。

大それたことをしてしまった少年、どうにもなりそうにもないと思われる少年でも、皆成長する可能性を持っている。

2. 非行少年とはどういう少年か。

非行少年を見ていると、確かに思いやりのない行動、自己中心的な行動が目立ち、意外にひ弱な少年が多い。しかし、このような少年らの特徴は、今の子どもたちにも見られることである。非行少年をその他の少年と全く異なった存在と見るのは正しくない。

あえて非行少年の特徴を一つあげるとすれば「愛されていない子どもたち」と言える。須磨事件のA少年も、両親特に母親が厳しくしつけようとして、少年は両親から愛されているという感じを持てなかった。



3. 非行の原因をどう考えるか。

よく言われるが、「問題少年というものは存在せず、問題の家庭、問題の社会が存在するのみ」。直接的に少年に影響をあたえるものとしては、親の愛情が重要であるが、学校、地域、文化、経済等の社会環境、自然環境も少年の情緒や考え方、行動様式に大きな影響を与えている。

学校において、落ちこぼされ居所がなくなっている子どもたち、管理主義教育により強いストレスにさらされ、自分で判断する能力を奪われている子どもたちの状況を無視できない。

他人のことはかまつていられない、自分の子どもだけが大事という住民の意識は非行を放置するだけでなく、非行のある子どもや問題をかかえた家庭を孤立させてしまう。

人は尊敬よりも金が大事、金を得るためにには他人を蹴落としたり、多少の不正はかまわないという社会の風潮が少年らの考え方や行動に影響を及ぼさない筈がない。

塾やファミコンに友人や遊び場を失った子どもたちが、他人との接し方や思いやりを身につけることが困難なことも推測できる。

父親の役割の重要性が説かれるようになって久しいが、単身赴任や長時間労働が強制されている会社員の家庭では父親が子どもの教育に参加することは期待できない。

4. 少年法は少年をどのように考えているか。

現行少年法は、少年は成長し変化していくもの、すなわち可塑性に富む者として考えている。少年は適切な環境に置けば立ち直っていく力を持っている。そこで、大人に対するように刑罰をもって望むのではなく、保護処分を優先し、少年の健全育成を目指している。

親が少年に対して十分な教育を与えることが不可能なときは、国が親に代わって少年を保護しようとする考え（「国親思想」）に基づいている。

5. 少年法はどのような裁判所を考えているか。

このような少年に対して、裁判所は、通常の裁判所のように単に事実の認定、法律の適用を行うのみにとどまらない。少年が非行に陥った原因、プロセスを科学的に明らかにし、少年の立ち直りの道筋を見極め、必要な社会的資源を用意するとともに自らも少年を教育する能力を持つ。少年の非行の原因や対策を科学的に考えるという点からすれば、社会に目を向けた裁判所といえる。家庭裁判所は少年の資質鑑別を行う鑑別所の鑑別結果とともに、家裁に所属する調査官の行う社会調査を重要な判断材料としている。

調査官は少年に対して単なる調査を行うだけでなく、調査官自身が少年を教育しうるケースワーカー的な能力をもち、試験観察により少年の教育をも担当する。

家裁は司法機能のみを有するのではなく、教育機能も有している。

6. 付添人活動の要点

(1) 少年が非行に陥ったプロセスを明らかにするとともに、少年との接触を通じて少年の内省を深め、立ち直る意欲を引き出すために何よりも必要なのは付添人が少年を理解し、少年との信頼関係を築くことである。この理解と信頼関係なくしては事実を明らかにすることも少年を立ち直らせることもできない。

初回の面接前に親から少年の性格や日常の行動について聞いておくだけではなく、自宅に行って少年の生活状況を知り、趣味や好きなペットを調べておく。社会面接にはいきなり事実確認を詳しくやるのではなく、付添人が少年の味方であるという信頼関係をもってもらえるように努力する。

(2) 少年にとて最も影響力のあるのは親の養育態度である。親が自己の問題点に気づいてくれれば少年の立ち直りは容易である。

しかし、親は自分が批判されることを恐れているので、なかなか問題となる事実を話すことが出来ない。これでは付添人が少年の抱えている問題を的確に把握できないだけでなく、付添人が親に適切な助言をすることもできない。

親に対しても批判者ではなく親の悩みを共有する人間であると信頼してもらえるようにカウンセラー的な

態度で接する事が必要である。

- (3) 親と付添人の力だけでは少年の立ち直りが困難である場合には、第三者の力も借りねばならない。いわゆる社会資源の発掘と利用である。親との折り合いが極めて悪い、親に教育能力が期待できない、あるいは自宅の環境が悪すぎるというような場合に、親の親類や、付添人の知人の所に一時住居や仕事を世話してもらうなどとする必要がある。

生徒の場合であれば、学校の先生の協力を得ることも有効である。

- (4) 非行事実を争うときの付添人の職務は刑事事件の弁護人と同じである。

少年の教育を理由に、事実追求がおろそかにされはならない。真実が明らかになってこそ教育の効果がある。

- (5) 処分を決定するのは裁判所である。裁判所に少年の非行の原因、立ち直りの道筋、立ち直りの可能性を十分に理解してもらい、適切な処分を決定してもらわねばならない。

審判の2~3日前に説得力ある意見書を提出する必要があることは当然であるが、それだけでなく、事前に調査官や裁判官とよく打ち合わせをしておくことが望ましい。

少年は表現能力に乏しい者が多いので、審判前によく準備をし、簡潔な尋問で少年の内省が十分表現できるよう工夫する必要がある。

7. 付添人から見た現行少年法

全体として、現行少年法に致命的な欠陥はなく、審判官にふさわしい人を得れば十分に機能しうるものである。

しかし、あえて長所と問題点をあげると以下のようになる。

【長 所】

- (1) 画一的でない審判によって少年の健全育成のため適切な処遇が選択できる。
(2) 非公式的で和やかに審理できるので少年に本音を語らせ、内省を深めさせると共に真実発見にも役立つ。
(3) ケースワーカーとしての調査官の助力が得られる。

【問題点】

- (1) 非公式的で画一的でないことは、審判官に人を得なければ独断に陥る。
(2) 否認事件のときの必要的付添人制度がない、あるいは刑事処分相当として検察官送致（逆送）がなされたときの抗告の制度がない、少年の側の証人尋問権が明白でない、等々少年の権利保障の面から不十分な点がある。

以上

(この論考は、平成10年11月28日(土)、甲南大学813号講義室で開催された公開フォーラムをもとに野口弁護士が作成されたものです。)

少年事件の報道のあり方

弁護士 野村 務

本日は「少年事件の報道のあり方」が私に与えられたテーマですが、その話に入る前に報道の自由とマスメディアの使命、一般の犯罪報道の実態、匿名報道主義の問題について説明をさせて頂きたいと思います。

報道の自由とマスメディアの使命

マスメディアの報道の自由は、憲法で保障された基本的人権である表現の自由の一環として存在するものであり、他の人権に優越する価値が認められるのは、国民の「知る権利」に奉仕しているからなのです。マスメ

ディアは現在の民主主義社会において政治、経済、社会の重要な出来事に関して、正確で必要かつ十分な情報を国民に提供し、国民の知る権利に奉仕すべき使命を有しています。又、同時に公権力の監視と批判という重要な使命を有しているのです。報道の自由は、このようなマスメディアの使命達成のために最大限尊重されてきたのです。

しかしながら、近時のマスメディアは事件報道、犯罪報道においてその本来の使命を逸脱し興味本位でセンセーショナルな報道によって、被報道者の名誉、プライバシーを不当に侵害し、人権を侵害する事例が多発しています。最近においても1995年（平成7）年に発生した松本サリン事件において、警察情報に影響された多くのメディアが、被害者の一人を犯人であるかのように報道しました。97年3月に発生した電力会社女子社員殺害事件では、殺人事件の被害者である女性に関して名誉、プライバシーを侵害する興味本位の報道が氾濫したのは皆様の記憶に新しいことと思います。また昨年（97年）神戸市須磨区で発生した小学生連続殺傷事件（以下「神戸事件」と言います）は、被害少年の切断された遺体の一部が中学校の正門前で発見され、1ヶ月後に被疑者として14才の中学生の少年が逮捕されるという衝撃的な事件のため、社会の関心も極めて強く、マスメディアによる洪水の如き大々的な報道がなされました。そして、過熱取材、過剰報道により被疑少年のみならず、被害者やその家族のプライバシーも大きく報道されたのです。

犯罪報道の実態

現在の犯罪報道は少年と精神障害者の犯罪を除き、逮捕段階で実名、顔写真入りで報道され、間違いなく犯人であるとみなすような犯人視報道がなされています。犯罪報道は、必然的に犯人として報道された本人とその家族、関係者等の被報道者の名誉、プライバシーの侵害を伴い、個人の人格権を侵害することになります。一度犯罪報道によって被疑者、容疑者として実名報道をされますと本人は犯罪者として社会に知れわたり、このため本人や家族が精神的苦痛を受けるほか、世間や社会から冷遇されたり従前通りの仕事や学業を続けることが困難になる場合があります。また、転居を余儀なくされたり生活に支障を来たすことも少なくなく、家族特に子供が学校でいじめられたり嫌がらせを受けることもあります。そして、本人の社会復帰も困難になります。

犯罪報道がこのような被害をもたらすことは、弁護士会のアンケート調査によても明らかになっています。このような苦痛、不利益や社会的制裁を受けるのは、犯罪を犯した以上やむを得ないことでしょうか。犯罪に対する刑罰は、罪刑法定主義に基づき法の適正な手続きによって科されなければならず、刑罰以外の制裁も法令や契約に基づいた合理的な不利益でなければならない筈です。犯罪報道による被報道者の不利益は、このような法令や契約に基づかないマスコミによる制裁であり、一種の私刑（リンチ）であると思います。

しかも逮捕が誤認逮捕であった場合や、誤認逮捕ではなくても不起訴や起訴猶予になった場合や、起訴されても無罪になった場合には、犯人として報道された被報道者は当初の犯人扱いの報道によって取り返しのつかない不利益を受けることになり、これは回復不可能な人権侵害なのです。

人権侵害の防止と原則匿名報道主義

そこでこのような報道による人権侵害を防ぐために、権力犯罪や公務員の職務犯罪を除く一般市民の普通の犯罪については、犯罪報道を原則として匿名で報道すべきであるとする原則匿名報道主義が提唱されています。実名による犯罪報道が被報道者に対し、先ほど述べたような苛酷な人権侵害の結果をもたらし当事者の更生を妨げていること、一般市民の普通の犯罪については行為の内容、特徴、背景、動機等がニュースなのであって犯罪行為が誰であるかは、ニュースの主たる対象ではないこと等を根拠としています。

日本弁連（日本弁護士連合会）も、原則匿名報道の実現に向けて匿名の範囲を拡大することを提言しています。市民自治を原則とする民主主義が適正に機能するためには、マスメディアが、市民の立場に立って権力を監視し、市民が必要とする政治、行政、社会の出来事に関する正確で必要かつ十分な情報を市民に提供する責務があります。従って市民は政治家、高級公務員、社会の指導的立場のある人達の犯罪や一般公務員の職務犯罪については、これを厳しく監視する必要があるので犯罪を行ったのが誰であるかを「知る必要」があり、「知る権利」があります。しかし一般市民の普通の犯罪については、犯罪の内容やその原因、社会的背景等は知る

必要はあっても、犯罪行為者が誰であるかは必ずしも知る必要がない筈であります。

少年事件の報道

それでは、本題の少年事件の報道の問題に入りたいと思います。少年法第22条2項は、審判非公開の原則を定めています。少年法の理念は少年の人格が形成途上にあり、未成熟で可塑性に富む少年の正確の矯正をとおして、処罰することよりも、保護処分により更生を図ることを目的としています。少年事件非公開の原則はこのような理念を実現するため、被疑少年のプライバシーの保護が必要不可欠であることを理由としています。このため少年法は、さらに第61条において「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者について、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定し、当該少年の本人識別情報の報道を禁じ、少年の更生を図るためにプライバシーの保護を明確にしています。

一方現代社会においては、市民は報道によって社会生活に必要な情報を得ているのですから、国民の知る権利に奉仕する報道の自由の重要性にも配慮しなければなりません。このため少年法の理念と国民の知る権利、これに資する報道の自由との調和、調整が必要となってきます。少年法の理念も国民の知る権利に奉仕する報道の自由を否定するものではない筈ですから、双方の理念の調和、調整は具体的に個別案件毎に検討していく必要があります。

神戸事件の問題報道について

神戸事件の報道において、具体的な報道被害の問題として論じられるべき主要なものとして、①逮捕当時のフォーカス、週刊新潮の顔写真報道 ②朝日新聞の「犯行メモ」全文報道 ③共同通信配信の警察官に対する供述調書の報道 ④文芸春秋3月号のA少年検事調書7通の全文掲載 ⑤産経新聞の少年の精神鑑定書の報道があります。これらの5件について、検討したいと思います。

逮捕直後、写真週刊誌フォーカスおよび週刊新潮において、14才の少年の顔写真と少年の通学していた中学校名が実名で報道され、大きな社会的反響を呼びました。駅販売所、コンビニエンスストア、書店等における販売の中止、神戸弁護士会による販売中止を申し入れ、大阪弁護士会等の各単位弁護士会や日弁連より抗議の会長声明が出されました。新潮社は、少年法の枠を超えた凶悪犯罪と判断し掲載したと抗弁したと報道されていますが、これが少年事件非公開の原則に抵触することは明らかであり、少年法61条に違反しています。少年のプライバシーを侵害し少年の保護育成、社会復帰に支障を来たし、少年法により保障された少年の人権を著しく侵害する行為であり、新潮社が主張するような正当な理由は全くありません。これは、今回の一連の問題報道の中でも最も厳しく非難されるべき事例であると思います。

朝日新聞の「犯行メモ」全文報道

事件捜査中の97年7月19日、朝日新聞は一面トップ記事で「通り魔事件・聖なる実験」と題して、捜査本部が押収した少年の「犯行メモ」の全文を掲載しました。事件の社会的な反響を考えますと、本件の動機等は社会公共の関心事とも考えられ、少年のメモが事件の動機を知り得る重要な情報であることからしますと、少年法の理念や本人識別情報の禁止条項のみによっては判断が困難です。新聞社は、本件は両親の保護下にある14才の少年の犯行として、動機は事件解明のために最重要な部分であり、公共の関心事ということができるので、動機を裏付ける犯行メモは報道されるべきものであるとしています。

しかし犯行メモには、犯行の動機等の情報以外に犯行の態様等残酷な描写が随所になされています。このような詳細な報道が国民の知る権利に直ちに奉仕するものとは考えられず、少年の将来の更生と社会復帰という少年法の理念を重視する立場にたって考察しますと、子細で残酷な犯行態様の描写がなされている犯行メモを全文報道することには、極めて問題があるものと言わざるを得ません。少年事件の特質および家裁送致に至る前の捜査段階という状況においては、犯行メモの全文報道は控えるべきであったと考えます。

共同通信配信の警察官に対する供述調書の報道と文芸春秋の検事調書7通の全文掲載

家裁で審判中の9月15日、共同通信社が配信した警察官に対する少年、両親、教師の供述調書等の要旨が報道されました。又審判後ではありますが、翌年の文芸春秋3月号は、A少年の検事調書7通のほぼ全文を掲載しました。捜査機関作成の供述調書は、本人に聞きとりし、本人の陳述という形式をとっていますが、これは捜査機関が犯罪の立証を目的に作成した捜査資料なのです。文芸春秋社は、少年自身の言葉で表現された犯行の事実は多くの問題を考えるために絶対に欠かせぬ出発点であると主張していますが、これらの調書は少年自身の言葉で表現されたものでは決してなく、陳述形式で捜査機関が作成したものにすぎませんから、少年自身の言葉で表現された犯行事実という前提自体に誤りがあります。また同社は、調書の公開が再犯防止に役立つとも主張しているようですが、調書の公開は再犯防止と何ら結びつくものではないと思います。共同通信社が配信した警察官作成の供述調書の報道は家裁で審判中であり、付添人の弁護活動や審判手続きへの影響にも配慮しなければなりませんが、これらの供述調書は全文報道ではなく、センセーショナルな内容を抑えた要旨の報道であったことは一定の評価が出来ると考えます。なぜなら、このような報道は、事件の動機や背景等についてふれるもので公共の関心事といえるものだからです。

これに対し、文芸春秋の検察官作成の供述調書7通は、調書そのままの全文報道であり残酷な犯行態様の描写があまりにも刺激的です。今後の少年の健全育成を阻害し、被害少年の遺族の感情を著しく傷つけるものであると思います。このような調書の全文報道は少年法の趣旨に反し、国民の知る権利に奉仕する報道の自由の範囲を逸脱したものであると考えます。

家裁提出前の鑑定書報道

少年に対する精神鑑定書が、家庭裁判所に提出される以前に産経新聞に報道されました。

精神鑑定書は、少年審判のための基礎資料として作成されたものであり、第三者に知らせる必要のないもの、また第三者に知られたら今後の少年の保護、育成に支障を来すことも含まれていることは明らかです。従って、家庭裁判所の審理以前に国民の知る権利に応えて報道される必要性があるとは到底考えられません。この報道は少年審判非公開の原則への配慮、少年の健全育成への配慮が全くない、読者の関心に迎合するものとして非難されてしまうべきだと思います。

審判の決定要旨の公表について

最後に犯罪報道のあり方という問題ではありませんが、神戸家庭裁判所による審判の決定要旨の公表問題について触れておきたいと思います。裁判所による決定要旨の公表は、直ちにメディアによって報道されることにより、少年のプライバシーの侵害、今後の少年の健全育成、社会復帰に支障をきたす問題と国民の知る権利、報道の自由との関係も検討する必要があると思います。

神戸家庭裁判所は、97年10月17日審判後A4版用紙8枚約4,700字に及ぶ主文と決定理由の要旨を公表しました。その決定要旨は、認定した非行事実6件を詳しく列挙し、殺意を争った非行事実を示し、非行時における精神状況、少年の生育歴と本件非行に走った心理的背景等を述べる詳細なものでした。国民がこの事件の背景やその動機を知りたいと望んでいる事実は明らかであり、社会、公共の関心事ですから、神戸家庭裁判所の今回の新しい試みは、少年事件の審判が非公開であり国民の権利に応えていないとの非難や批判に対して一つの回答を出したものとして前向きに評価できると思います。裁判官が、少年の理念と情報公開の理念の調整機能を果たしたものとして評価できると思います。

しかし今回の決定要旨は、犯行態様やその理由、非行時の精神状況や非行に至る心理的背景等あまりにも詳細であり、国民の知る権利にとって必要な情報かどうか極めて疑問です。今後の少年の健全育成、社会復帰に支障をきたす可能性が強く、少年の付添人の弁護団が裁判所に抗議をしたのはもっともあると考えられます。

裁判官は、少年法の理念と情報公開の理念の双方の理念の調整機能を付託されていることを自覚し、公表される決定要旨にくいてはより慎重に検討し、公表されることが望ましいと思います。

以上

(この論考は平成10年11月28日(土)甲南大学813号講義室で開催された公開フォーラムをもとに、野村弁護士が作成されたものです)。

犯罪被害者対策の今日的課題

(少年事件の被害者への援助)

平成10年11月28日

垣 添 誠 雄

第1. 国家による刑罰権の独占

近代司法制度——民事手続と刑事手続きの分離峻別
国家（権力）に対する被疑者、被告人の人権保障と刑事法の適正な適用

第2. 国家刑罰権のもたらした弊害

- (1) 被害者の刑事手続からの排除
- (2) 被害者の「被害者化」現象
 - 被害者は単なる参考人、証人
 - 二次被害
- (3) 刑事司法に対する市民の不信、不協力
 - 刑事司法の専門化、閉鎖性
- (4) 犯罪者の社会復帰を阻害
 - 被害者との和解、被害回復による被害者の宥恕を刑事手続に反映できない。

第3. 被害者の復活

1. 被害者保護の国際的潮流

- (1) 被害者支援運動の高揚
 - 民間支援団体の結成と救援活動
 - 1975年 アメリカ NOVA (全米被害者援助機構)、1985年 NVC (全米被害者センター)
 - 1976年 ドイツ 白い環 (Weißer Ring)
 - 1979年 イギリス 全国犯罪被害者援護協会 (VS)

- (2) 被害者保護立法の制定

- イギリス

- 1964年 犯罪被害者補償要綱 (内務省令)
 - 1972年 刑事裁判法——賠償命令
 - 1980年代——被害者復活の時代
 - アメリカ連邦法
 - 1982年 被害者及び証人保護法
 - 1984年 犯罪被害者法
 - フランス
 - 1983年 犯罪被害者保護強化法
 - ドイツ
 - 1986年 被害者保護法
 - 国連宣言
 - 1985年 犯罪被害者及び権力濫用の被害者に関する司法の基本原則
 - ヨーロッパ評議会
 - 1985年 被害者保護に関する勧告

2. 被害者の権利

① 知る権利

被害者、遺族は自己の被った犯罪情報、刑事手続の情報を知る権利あり。

最も基本的な権利。

② 刑事司法手続に関与する権利

③ 加害者や国家に対し被害回復を求める権利

被害者保護立法の内容

① 刑事手続における被害者の保護（二次被害の防止）

② 刑事手続の情報を被害者に提供

③ 刑事手続への被害者の参加

(イ) 加害者と被害者の和解

(ロ) 私人訴追

(ハ) 被害者の衝撃陳述

(ニ) 公判でも発言権、忌避申立権、証拠申請権、上訴権

④ 刑事手続における被害者救済

(イ) 損害賠償命令

(ロ) 私訴、附帯私訴

第4. 我国の状況

(1) 証人等の被害についての給付に関する法律 1958年（昭和33年）

犯罪被害者等給付金支給法 1980年（昭和55年）

財団法人犯罪被害救援基金 1981年（昭和56年）

日本被害者学会設立 1990年

民間支援団体

1933年 東京医科歯科大学 山上皓教授らボランティアによるカウンセリング援助

（被害者相談室、センター、現在全国で10ヶ所）

警視庁 犯罪被害者対策要綱 1996年

各都道府県警に被害者対策室設置

検察庁 犯罪被害者に対する通知制度

（現在全国40地検、広島高検で実施）

（弁護士会の取組）

1960年（昭和35年）人権大会決議

「犯罪被害者の人権保護と損害回復について立法その他の措置を講ずべし」

1975年（昭和50年）犯罪被害補償制度確立の決議

1976年（昭和51年）刑事被害補償法案提言

1977年（平成9年）犯罪被害回復制度等検討協議会設置

(2) 我国刑事司法手続における被害者の法的地位

諸外国の被害者立法に比べて立ち遅れが著しい。

犯罪被害者の権利章典すらない

立ち遅れの原因

司法制度の硬直化

民刑峻別論の障壁

治安への神話

その他

第5. 被害者の権利と被疑者、被告人の権利と調和

刑事手続における被害者保護の理論的課題

- ① 応報刑、重罰化の復活
- ② 無罪推定原則
- ③ 刑事手続の目的論
- ④ その他

(1) 応報刑の復活、重罰化論

被害者論は被害者の応報感情を重視し、応報刑を復活させ重罰化を招くことにはならない。

- • 被害者は常に応報的とは云えない。
 - 宥恕感情も併せ持つ。
 - 刑事手続の中で被害者の尊厳と関与を認めることにより宥恕感情を促進し得る。
 - 被害者の宥恕感情を刑事手続に反映させることにより、被疑者、被告人の人権をより拡大することになる。(被害者論は被疑者、被告人の人権と対抗しない)

(2) 無罪推定原則と抵触しない

被害者論は、加害者は被疑者、被告人であることを前提としており、無罪推定の原則に反する。

- • 被害者は被疑者、被告人が充分な弁護の機会を与えられ、且つ有罪を認めていることを前提に機能する。
 - 被疑者、被告人が否認し、争っている場合には当然無罪推定原則が優先する。
 - 被害者論は無罪推定の原則と抵触しない限度で認められるべきである。

(3) 刑事手続の目的、構造との調整

刑事手続の目的
└ 適正手続の保証
 └ 実体的真実発見

刑事手続の構造

手続の主体、訴訟主体は被疑者、被告人

上記の刑訴の基本原理を堅持したうえで刑事手続の中に被害者の権利を取り入れてゆくことは可能。

刑事手続の目的論の再考が必要（立法論的課題）

被害者論からの新たな理念の導入（ドイツ）

刑罰の目的は応報や一般、特別予防ではなく法的、社会的平和回復の達成
(紛争解決機能)である。

第6. 我国に求められる被害者支援の方策

欧米における被害者保護法制をモデルとして（上記3被害者保護立法の内容）

(1) 被害者の保護と被害者への情報提供

この分野は無罪推定、刑事手続の目的等被疑者、被告人の人権との抵触がない。

既存法制の運用面での改善

(イ) 被害者保護（被害者化の防止）

マスコミによるプライバシー侵害からの防御

捜査段階

被害者感情を考慮した取調べ方法、時間、回数の配慮

取調べ事実の秘匿

公判段階

証人尋問における被害者保護

- 被害者の住所、氏名の開示と「お詫まいり」の防止
- 性犯罪の被害者、年少の被害者

(口) 被害者への情報提供

被害者は自己の被った犯罪情報を知る権利がある。

国家による情報の独占は認められない。

被害者に提供すべき情報

・捜査段階

身柄関係（逮捕、勾留、保釈の有無）

被疑事実の内容、起訴、不起訴の有無

・公判段階

公訴事実の内容、公判期日、判決内容

・服役後の出所時期

・係属中の訴訟記録の閲覧謄写

刑事記録の民事訴訟への利用

附帯私訴を認めない民刑分離の下では損害賠償請求訴訟に必須。

（地下鉄サリン事件、詐欺商法事件、暴力団組長への使用者責任訴訟等）

(2) 被害者の刑事手続への参加と刑事手続での損害の回復

この分野は立法政策の課題

(イ) 刑事手続への参加

・私人訴追

（被害者が訴追側に加わる訴訟参加）

・被害者の衝撃陳述

（被害者に申立の権利を認め、被害者の意見を起訴、不起訴、量刑の判断材料とする。）

・公判での発言権、忌避申立権、証拠申請権、上訴権

理論上の問題

手続、訴訟の主体を被疑者、被告人とする刑事訴訟の基本構造に關係、被害者に訴訟主体としての地位を認めるか訴訟当事者ではなくこれに準じる者としてどの程度の手続参加を認めるか。

(ロ) 刑事手続での損害の回復

英米型の損害賠償命令

ドイツ・フランス型の附帯私訴、私訴

（我国も附帯私訴は旧刑訴法で認めていた）

理論上の問題

民刑分離とその修正

日本の刑事法の母法であるドイツ・フランスは本来民刑分離論に立脚。

被害者救済についてドイツ・フランスは民刑分離原則を修正。

日本は、民刑分離のドクマに陥っていないか。

運用上の問題

私訴、附帯私訴による損害回復の実効性に難がある。

イギリスでは賠償命令について、国がとりあえず被告人に代わって被害者に支払い、後に救済する案を検討中。

(ハ) 加害者と被害者の和解

(イ)(ロ)双方に關係

和解の結果を刑事手続に反映させる。

少年事件、軽微事件について和解により、加害者から弁償がなされた場合、起訴猶予、公訴の取下、刑事手続の打ち切り。

無罪推定原則の担保

和解は加害者の自主性、任意性が担保されること。

仲裁人、調停人には専門知識を持つソーシャルワーカーが関与。

- ・日本の刑事手続への導入可能性

示談の成立が、実務における事実上の措置として微罪処分、起訴猶予、執行猶予に影響を与えている。

これを被疑者、被告人の反省、悔悟の資料とみるだけでなく、被害者意思の尊重、損害の回復の観点から法律上の制度として確立することのはずとその為の方策の検討が必要。

(3) 被害者の権利章典の必要

権利概念の確立、国、行政、地方公共団体の施策の基本方針の明確化

第7. 少年事件

① 少年法の保護主義と被害者の権利との調整

1. 被害者への情報開示
2. 被害者の審判出席権
3. 審判の公開
4. 被害者と少年との和解プログラム

【平成11年度総合研究所人事異動のお知らせ】

次年度（平成11年度）の総合研究所委員会の選出委員として、文学部の現委員である宮城公子教授に代わり西川麦子助教授が選出された。

【平成11年度新規研究チーム】

平成11年2月17日に行われた総合研究所委員会会議において、平成11年度の新規発足研究チームとして、以下のチームが採択された。なお、研究課題の内容やチームの研究分担についての詳細は、本誌次号（第30号）に掲載する。

no.65	「技術革新と法」	研究幹事：辰巳直彦（法学部）
no.66	「ヴィクトリア朝イギリスの諸問題」	研究幹事：安西敏三（法学部）
no.67	「日本語、英語、中国語における複文構造の比較研究」	研究幹事：有村兼彬（文学部）
no.68	「環境教育の開発プログラム」	研究幹事：谷口文章（文学部）
no.69	「複雑系の理論を用いた社会動態分析に関する総合的研究」	研究幹事：中田善啓（経営学部）

(

(